

学校法人制度改革特別委員会 (第4回)	資料1
令和4年3月9日(水)	

これまでの主な意見

前回からの追記部分は斜体

総論

(方向性)

- ガバナンスは、不祥事を起こさない「守り」と、先端の教育を行うため迅速な意思決定を行う「攻め」の両方が必要。
- 私立学校法は教学ではなく学校法人ガバナンスのための法律。学校法人に特有の特殊性はあるものの、法人ガバナンスという点では会社法と共通性があり、会社法の議論の蓄積が参考になる。
- 「守り」のために評議員会を強くしても、評議員会を狙って私物化される。評議員会に対しては理事会が、理事会に対しては評議員会が適切にモニタリングを行い、全体に対しては監事が監督・けん制機能を発揮することが適切。
- 理事会と評議員会の役割と責任は、どちらが上ということではなく、対等な関係として、職務が機能するように考えることが必要。
- 学校法人の自主性の尊重と公共性の担保のバランスが大事。
- 現行制度で制度をなぜ変えなければいけないのか、どの規定に問題があり、どう変えれば不祥事を防ぐことができるのかを示して検討することが必要。
- 社会福祉法人も大企業も不祥事は起きており、制度の問題ではない。現行制度のままでも問題なく、私立学校法の改正は不要。
- 私立学校法の趣旨を踏まえた適切な運用の推進、政省令や寄附行為作成例の改正、指導監督などにより、法改正に至らなくともガバナンスの改善が図れるものもあるのではないか。実務の現状の十分な検証が必要。
- 企業もガバナンスコードの設定だけでうまくいくわけではない。
- 現行の私学法では「寄附行為で定める」としていることが多く、これが最大の問題。人事権を含めて権限の集中を許容している現行の私学法はガバナンス法として問題。
- 現行の機関設計でガバナンスが効いていると言っても、制度上の外観がそのようになっているように見えず、実効性への疑念を生んでいる。
- 認証評価や文科省の監督の話ではなく、自律性・自主性を高めるためのガバナンスの議論であるため、最低限は法律（ハード・ロー）で定めるべき。その上で、具体はガイド

ラインやガバナンスコードなどのソフト・ローの活用をすべき。

- 大小様々の法人がある中で、都市型大手大学向けの一律の規定を設けると混乱をきたす。
規模によって扱いを分けることについて検討すべき。
- *所轄庁や規模によってあり方を分けるべきとの意見もあるが、補助金や非課税措置は共通であり、基本的なあり方は同じであるべき。*
- 建学の精神を尊重しつつ、法人規模や所轄庁の違いにも配慮して検討を進めるべき。

(見直しの時期)

- 令和元年改正時の5年後見直し規定にもかかわらず、このタイミングで見直しを行うこと自体がおかしい。改正の運用の成果をみるべき。
- 令和元年改正の検証は必要だが、ガバナンスの強化や社会的説明責任を果たすことは大事であり、必要なことはやっていたいかなければならない。

理事・理事会

- イェール大学やハーバード大学も学長が理事長の権限をもっている。理事長と学長を分けなければならないという議論は不適切。
- *理事会が執行機関として方向性を提案し、評議員会が同意や承認をするのは望ましい。*
- 議事録作成は賛成。

評議員・評議員会

- 評議員を第三者とした場合、評議員会での決定の根拠が薄弱。
- 学校法人の歴史から見れば、財团的性格に加えて社团的性格もあり、一定の重要事項について評議員会を議決機関とすることは問題無いのではないか。
- 評議員が意思決定にかかわるとスピード感をもった意思決定が難しい。
- 評議員会の開催の際に、理事を陪席させ、説明を求めることで理事会と評議員会の円滑な情報共有を諮ることも可能。
- 評議員は、学外者に適切な決定ができるか、見合う人材がいるかが課題。
- 評議員には、卒業生や教職員のほか、学生評議員など成人としての学生もステークホルダーとして捉えてはどうか。
- 卒業生を入れることは適切だが、学外者で悪意のある者が入った時の対応が課題。

- 理事の解任についてむやみな請求がされないようにすることが重要。
- 財団法人は公益法人改革で評議員会を諮問機関から議決機関に変更し、現在の運用で10年ほど経過しているが、運営は概ねよくされている。
- 株式会社の例をみても、評議員会を支えるために事務局を拡充せずとも対応は可能。
- 理事会に対する評議員会の権限は監事の監督権限を生かした仕組みにすべき。
- 評議員会は監事と連携すべき。評議員会と監事の機能を強化し、互いに連携することで、理事会に対するけん制機能を持たせるべき。

(評議員の選任)

- 他法人では定款に委ねるしかないが、私学法は教職員、卒業生などの評議員を定めてきた歴史があり、評議員の選解任を法律に規定することは学校法人の場合は妥当。

(理事と評議員の兼任)

- 評議員会の円滑な運営のために理事と評議員を兼任させるべき。
- 学校法人規模に応じて考えるべき。私大協加盟校の8割は兼任せざるを得ない。理事や評議員のなり手確保に現状でも苦勞。
- 兼職は、各機関の役割の明確化、けん制機能の可視化のため、禁止すべき。
- 執行者と監督者が同じであることはあり得ない。評議員が理事になったら兼職しないと寄附行為上でも良いが明示することが必要。
- なり手の課題は評議員の定数を下げることで対応可能。

(評議員会の同意(承認)を求める事項の範囲)

①合併解散等の基本的事項

- 知事所轄法人については現状を維持し、大臣所轄法人については合併・解散といった法人の基礎的変更については、理事会の議決に加えて評議員会の議決をもって学校法人の決定とすることに異論はない。

②中長期計画

- 理事会が中期計画の素案を作成し、評議員会が承認することが適切。
- 中長期計画を評議員会の議決事項にするのは反対。中長期計画は細かなことが記載されており、理事会の権限にすべき。
- 中長期計画は全ての意思決定を含むと思われるので、骨子や方針といった大枠と、具体的内容とは分けて考えた方がよい。

③寄附行為の変更

- 寄附行為の細かい変更まで評議員会の議決事項となると、寄附行為の定め方が粗くなるおそれも考える必要。
- 事業譲渡や寄附行為の重要な変更は所轄や規模を問わず、評議員会の議決を得る制度がよい。

④その他

- 大学法人の場合は決算の承認も追加すべき。

(理事会と評議員会の議決が異なる場合の対応)

- 理事会・評議員会・監事が足の引っ張り合いをしている例も承知しており、理事会が引っ張っていける仕組みが適切。
- 評議員会が全ての事項を決めることは想定しておらず、覚書（主査案）もそうになっていない。
- 最終的な意思決定の方法を寄附行為で規定し開示する案もある。
- 評議員会の同意が得られなければ執行できないとしても、現行の寄附行為による議決事項の実態と変わらない。

会計監査人

- 1つの幼稚園のみを設置する学校法人も多くあり、そのような幼稚園では園長が日頃の会計をしているのが実態。事務職員の雇用や監査法人との契約などは財政的に困難。

「寄附行為」の名称

- 私立学校の基本は寄附行為で成立しているところであり、定款への名称変更は反対。